

一般社団法人山口県理学療法士会

山口県理学療法士会会員の健康増進・親睦のための支援事業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山口県理学療法士会の会員およびその家族のため、会員の健康増進および親睦を深めるための活動を奨励し、支援するための支援金支給に関する事項について定める。

(支援金支給の対象)

第2条 山口県理学療法士会としてスポーツイベントやレクリエーション(以下イベント)に参加した場合とする。

- 2 支援金による物品その他の支援を受ける資格を有する者は、原則として当会会員とその家族とする
- 3 山口県理学療法士会に籍を置く会員がイベント(自主企画を含む)およびそれに関わり結成された団体の主たる参加者であることに加え、以下の項目に該当するもの。
 - (1) イベント参加条件に性別、年齢、地域に関して制限のないもの。
 - (2) イベント内容が健康増進および会員相互の親睦に関係のあると判断されるもの。
 - (3) イベント参加のために結成される団体に複数施設の当会会員が含まれること。

(支援金額と件数)

第3条 年間の支援金額は、1件につき1万円とする。

- 2 年間の支援件数は、原則5件までとし、同一申請者への支援は年間で1回限りとする。

(支援金の利用)

第4条

支援金の利用用途に関しては原則問わない

(支援金の申請)

第5条 支援金を受けようとする者は、本会ホームページよりダウンロードした所定の申請用紙(申請書)に必要事項を記入し、イベント開催日の1か月前までにインターネット上、又は郵送にて本会事務局へ申請しなければならない。

(支援金支給の決定)

第6条 支援事業採用の決定は、企画広報局担当理事・福利厚生部員における事前審査の内容と結果を参考に、理事会の議決によりおこなう。

- 2 企画広報局における事前審査については、企画広報局会議において、提出された申請書および関連資料等を厳正に審査の上、その内容と結果を事前審査報告書として理事会に提出するものとする。また、応募件数の関係上、申請要項を満たしても採用されない場合がある。

(支援金の交付)

第7条 前条に基づいて決定された支援金を受ける者(以下、受給者)への支援金の交付は、事業終了後の報告書を添付し、その金額を山口事務所より指定口座へ振り込む。なお、領収書の添付は必要ない。

(承認等の事項)

第8条 受給者は、以下の各号の1に該当する場合は、書面をもって申請し、承認を得なければならない。

- (1) 支援金支給対象となったイベント等の参加を中止または延期しようとするとき
- (2) その他、支援金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき
- (3) 悪天候等でイベント自体が中止になり、参加不可能となった場合

(受給者の責務)

第9条 受給者は以下の責務を果たさなければならない。

- (1) 支援金支給の対象となったイベントへの参加
- (2) イベント参加時の報告書、写真の提出(参加後2ヶ月以内)

(支援金支給の取り消し)

第10条 支援金を他の目的に使用した場合、前条の受給者の責務を果たさなかった場合、その他会長が不相当と認めるときは、理事会の議決を得て、支援金支給の決定を取り消すことができる。

- 2 前項による取り消しを行う場合は、文書により通知するものとする。
- 3 前項により取り消しを受けた者で、既に支援金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して30日以内にその金額を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めない事項については、理事会の議決によりこれを決定する。

(規程の改廃)

第12条 この規程を変更し、また廃止する場合は、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、令和7年4月1日より施行する

令和7年4月5日一部改訂

令和8年2月14日一部改訂